

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社（以下「会社」という。）に雇用され土木工事に従事していた。請求人によれば、平成〇年〇月〇日、B会社を元請とする現場へ出向き、電柱を立てるための側溝切廻し工事において、30～40kgの側溝の蓋を一人で持ち上げてユンボに乗せる作業を行ったところ、帰宅後に背中や腰に痛みを感じたという。

請求人は、同年〇月〇日、C接骨院で施術を受け「背部挫傷、腰部捻挫」と診断された。その後、同月〇日、D病院に受診し「胸腰椎移行部椎間板障害」（以下「本件傷病」という。）と診断され、さらに同年〇月〇日、E医院に転医したところ「腰痛症」と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病は業務上の理由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病を発症したのは平成〇年〇月〇日の作業が原因であると主張するので、以下検討する。

(2) F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、傷病名を「胸腰椎移行部椎間板障害」と診断し、「エックス線上、第1、2腰椎椎間板の狭小、骨棘あり。明らかな骨傷はない。」と述べている。

また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「エックス線画像所見にて、下部胸椎から腰椎全般に椎体骨棘形成があり、第12胸椎—第1腰椎の椎間狭小、第1—2腰椎の椎間狭小の所見が目立つ。これらの所見は経年的な退行変性に基づくものである。」と述べている。

さらに、H医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、要旨、「下位胸椎から上位腰椎にかけての変形性脊椎症が著明であり、疼痛はこの脊椎の変形により発生したもので、日常動作あるいは姿勢が関係して発症したものと考えられる。加齢的变化であり、生理現象である変性変化が著明である。つまり、業務上の負傷に起因して発症した背部痛、腰痛とは考え難い。」と述べている。

(3) 当審査会においても、本件一件資料を改めて精査したが、請求人の本件傷病については、経年的変化によるものとのG医師及びH医師の上記意見は妥当なものと判断する。

(4) よって、仮に、請求人が平成〇年〇月〇日に一人で30～40kgの側溝の蓋を3回に分けて運ぶという作業を行っていたとしても、機会原因として評価

されるにとどまるものであることから、当該作業により本件傷病を発症するに至ったと認めることはできない。

(5) したがって、当審査会としては、本件傷病と平成〇年〇月〇日の工事現場での作業との間に、医学的な因果関係は認められず、本件傷病に業務起因性は認められないと判断する。

3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。